

判 決 要 旨

【判決日時・法廷】平成17年10月25日（火）午前10時30分 103号法廷

【事件番号、当事者名と事件名】

平成16年(行ウ)第524号 補償金不支給決定取消請求事件

原告ら・25名 被告・厚生労働大臣

【通称】 「台湾ハンセン病補償訴訟」「台湾ハンセン病訴訟」等

【裁判官】 東京地方裁判所民事第38部 裁判長菅野博之、鈴木正紀、小田靖子

【主文】 請求認容

【略称】 いずれも廃止された癩予防法を「明治40年法」といい、らい予防法を「昭和28年法」ということがある。また、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律を「ハンセン病補償法」といい、厚生労働省告示第224号を「本件告示」という。

【事案の概要】

- 1 原告らは、いずれも、戦前の昭和5年に台湾に設置された療養所である楽生院に入所していた者である。原告らの入所時期は、それぞれ昭和12年5月から昭和20年2月までと幅がある。
- 2 議員立法であるハンセン病補償法は、平成13年6月22日に公布され、同日施行された。ハンセン病補償法2条は、補償金を支給するための要件である入所歴の対象施設を「国立ハンセン病療養所（…中略…らい予防法第11条の規定により国が設置したらい療養所をいう。）その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（以下「国立ハンセン病療養所等」という。））」と定めている。これを受けて、本件告示が上記の「国立ハンセン病療養所等」について定めており、その1号前段は、「明治40年法（…中略…）第3条第1項の国立癩療養所」と規定し、2号以下にも、種々の施設が規定されている。
- 3 ハンセン病補償法所定の要件に該当する者は、ハンセン病補償法の施行後5年以内に請求をすれば、その入所時期、退所時期等によって最低800万円から最高1400万円までの補償金の支給を受けることができる。本件では、原告らの入所の事実は明らかであるので、楽生院がハンセン病補償法2条にいう「国立ハンセン病療養所等」に該当するとすれば、原告らは、上記補償金の支給を受けることができることになる。
- 4 原告らは、平成16年8月23日、ハンセン病補償法に基づく補償金の支給を請求したが、被告は、同年10月22日付けで、不支給決定をした。本件は、原告らが、その不支給決定の取消しを求める事案である。

【争点】

本件の争点は、①楽生院が、本件告示1号所定の「明治40年法3条1項の国立癩療養所」に該当するか、②楽生院が、本件告示2号にいう「前号の国立癩療養所と同視することが相当と認められる」ハンセン病療養所であるから、本件告示1号又は2号を類推適用することができるかという2点である。

【審理経過】

本件は、平成16年12月17日に提訴されたが、迅速な解決のため当事者双方の協力を求めて計画的な審理を行った結果、平成17年8月29日の第3回口頭弁論期日に原告本人1名についての尋問が行われて、同日弁論を終結した。

【理由の要旨】

- 1 ハンセン病補償法は、平成13年5月11日に言い渡されたハンセン病国家賠償請求訴訟の熊本地裁判決で隔離政策が違法と判断された昭和35年以降の入所者だけでなく、それ以前の入所者も、また私立療養所等の入所者もすべて補償範囲に含める広範な補償制度を定めたものであり、補償金の支給は、ハンセン病の患者が永年の間、偏見や差別と隔離政策の中で、多大な苦難を強いられてきたことを真しに受け止めた上で、かつてハンセン病の療養施設に入所した者の心身の傷跡の回復と今後の生活の平穏に資するために、単なる損害賠償ないし損失補償にとどまらず、政策的考慮に基づいて行われる特別な補償であると解するのが相当である。
- 2 ハンセン病補償法の上記趣旨と2条及び3条の文言に照らすと、補償金の支給を受けるためには、①「国立ハンセン病療養所等」への入所歴の存在、②その入所歴が平成8年3月31日までに入所したものであること、③ハンセン病補償法の施行日である平成13年6月22日における生存を要件とするものであり、その入所時期が幾ら古いものであっても支給に妨げはなく、その限りでは時効・除斥類似の問題は生じず、かつ、国籍や居住地による制限もないと解すべきである。
- 3 本件告示1号前段は、明治40年法3条1項に基づき行政官庁が命令の定めに従ってハンセン病患者を入所させることとなる国立癩療養所を「国立ハンセン病療養所等」の一つとして定めていると解することができる。また、国立癩療養所とは、国すなわち所管の大臣等が法令に基づいて設置・管理していたハンセン病患者の救護・療養を行う施設をいうものと解すべきである。なお、このような「国立癩療養所」の典型として国立癩療養所官制（昭和2年勅令第308号）に基づき内務大臣が設置・管理していた癩療養所があるが、「国立癩療養所」がこれのみに限られると解すべき根拠はない。
- 4 ①楽生院は、国立癩療養所官制と規定振りを同じくする臺灣總督府癩療養所官制に基づき台湾總督により設置・管理されていた臺灣總督府癩療養所であること、②昭和

9年10月1日以降、台湾でも明治40年法が施行されたこと、③これに伴い、ハンセン病患者の施設への入所等に関し、癩豫防法施行規則（昭和9年台湾総督府令第66号）も同日施行されたこと、④同規則は、「国立癩療養所」について定めている部分があるが、当時、台湾にこれに該当し得る施設は楽生院しかなかったこと、⑤昭和9年10月1日から昭和20年8月当時、楽生院は、ハンセン病患者の救護及び療養を行っており、行政官庁が癩豫防法施行規則に従いハンセン病患者を楽生院に入所させていたことを認めることができる。また、ハンセン病補償法は、広く網羅的にハンセン病の救護・療養施設に入所していた者を救済しようとする特別な立法であり、我が国の施政権外であった時期の沖縄の施設や私立の療養所への入所者も補償の対象とする立法趣旨が認められ、入所歴の必要な対象施設を一定の理由により限定しようとする趣旨を読み取ることは困難である。本件告示1号自体も、その文理上、前述した以上に制限的に解釈することは困難である。

- 5 以上によれば、少なくとも、昭和9年10月1日以降の楽生院は、本件告示1号前段所定の「明治40年法3条1項の国立癩療養所」に該当するということができる。
- 6 ハンセン病補償法案の国会での審議内容、草案起草段階での議論、両院の各決議等から見ると、ハンセン病補償法案の提案者及びこれに賛成した国会議員の大多数は、ハンセン病補償法は、明治40年法又は昭和28年法等に基づく隔離政策の一環としてハンセン病患者の救護・療養を行う施設に入所していた者すべてを補償の対象とするものと認識していたが、ただ、具体的な問題として戦前の台湾における療養所への入所者が補償の対象となるのか否かについては検討しておらず、あいまいな認識のままであったと推認することができる。また、補償対象を明文上、日本国（戦前の内地）内の療養所に入所した者に限る旨の規定や、あるいは戦前に台湾に設置されていた療養所への入所者を除く旨の規定を置くことは、立法技術上特段の困難はないが、そのような規定は設けられていない。そうすると、当時は日本の施政権が及んでいた地域内の施設であって、他の要件は満たしているにもかかわらず、それが台湾に所在していた施設であるというだけの理由で、そこへの入所者を補償の対象から除外することは、平等取扱いの原則上好ましくないということもできるのに、上記のあいまいな認識や、本件告示の起草事務を担当した者らは戦前の外地に存在したハンセン病療養施設への入所者が補償対象となる事態を予想していなかった可能性があること等を理由として、上記平等取扱いの原則を無視して、ハンセン病補償法2条にいう「国立ハンセン病療養所等」の意義を台湾に所在した施設を除くなどと限定的に解釈することは、合理的でない。したがって、本件告示1号前段を限定解釈すべきであるということもできない。
- 7 以上によれば、原告らは、ハンセン病補償法2条及び3条にいう「ハンセン病療養所入所者等」に該当することになるので、本件各不支給決定はいずれも違法である。